

第 1 2 回農業委員会総会議事録

平成30年12月6日（木）

射水市役所大島分庁舎大会議室

射 水 市 農 業 委 員 会

— 議 事 日 程 —

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告 事
- 4 議 事

— 本日の会議に付した事件 —

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第43号から第46号)
日程第4 議事(議案第41号から第43号)

— 委員及び出欠委員の氏名 —

議 長 舟木 康真

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出 席 委 員 (25人)

1 番	稲垣 潔	2 番	横山 實
3 番	松山 宗則	4 番	永森 薫
5 番	有沢 敏博	6 番	城石 美枝子
7 番	砂原 仁志	8 番	前田 進
9 番	石庭 文男	10 番	舟木 康真
11 番	帯刀 真理子	12 番	土合 正夫
13 番	山本 克伸	14 番	森 敏朗
15 番	進藤 久司	16 番	宮下 勉
17 番	村上 利之	18 番	山谷 孝芳
19 番	佐伯 瑞穂	20 番	樋上 豊
21 番	明石 茂	22 番	堀 正
23 番	水上 幸雄	24 番	齊藤 高志
25 番	大垣 秀雄		

欠 席 委 員 (0名)

なし

議事日程

第1 議事録署名人の指名

- 第2 報告第 43 号 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出の受理について
報告第 44 号 農地等第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第 45 号 農地等第5条第1項第6号の規定による届出の受理について
報告第 46 号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第 41 号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 42 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第 43 号 農地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 竹内 美樹
主 査 青木 克憲

局長補佐 堀 修二

射水市農林水産課

主 任 黒梅 康弘

会議の概要

開会時刻 午後1時54分

議長（舟木会長）

ただいまから、第12回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。
それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

— 議事録署名委員の指名 —

議長（舟木会長）

それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「2番 横山委員」「3番 松山委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

— 会 期 の 決 定 —

議長（舟木会長）

次に、日程第2の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日１日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声起きる)

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日１日とすることに決定します。
以上で日程第２を終わります。

— 報 告 —

議長（舟木会長）

次に、日程第３ 報告事項に入ります。

— （報告第４３号の説明） —

議長（舟木会長）

報告第４３号農地法施行規則第２９条第１号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

— （報告第４４号の説明） —

議長（舟木会長）

次に報告第４４号農地法第４条第１項第７号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— （報告第45号の説明） —

議長（舟木会長）

次に報告第45号農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2条第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

— （報告第46号の説明） —

議長（舟木会長）

次に報告第46号農地法第18条第6項の規定による通知等について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。
各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

— （議案第41号説明・表決） —

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第41号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の6ページをご覧ください。
今回は4件ございます。

【議案第41号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった
1番から4番については経営規模拡大によるものです。以上です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより本議案について質疑に入ります。
質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。
質疑ありませんか。

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。
それでは、本議案を直ちに採決いたします。
議案第４１号農地法第３条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（舟木会長）

全員挙手です。
よって、議案第４１号農地法第３条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

— （議案第４２号説明・表決） —

議長（舟木会長）

次に、議案第４２号農地法第５条第１項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。
それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書７ページの議案第４２号をご覧ください。
今月の農地法第５条の許可申請は１件でございます。
それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第４２号を議案書をもとに朗読】

１番は分家住宅敷地としての転用申請です。
２番は駐車場としての転用申請です。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。
これより地域の委員の意見を求めます。

議長（舟木会長）

４番については永森委員より説明をお願いします。

永森委員

議案第４２号の１番について説明します。
申請人は●●市内のアパートで妻と子供で暮らしています。
子供の成長に伴い、現在のアパートでは手狭となっています。そこで子供

の世話や親の面倒を考え、候補地を検討したところ、父所有の農地で住宅を建築することで承諾を得られたため、今回転用申請するものであります。今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

2 番については砂原委員より説明をお願いします。

砂原委員

議案第 4 2 号の 2 番について説明します。

申請人は●●市内で●●関係の製造業を営んでいます。

昭和●年に●●地内で工場を建設し、昭和●年に●●棟を建設し、平成●年にも●●棟を建設し、敷地が手狭になっており、また、従業員の増加により駐車場に余裕がなくなっており、既存敷地内で駐車場を確保することが困難となっています。

そこで駐車場用地を検討したところ、工場南側の農地を転用することで地権者に了解を得られたため、転用申請するものです。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並び関係者の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしくお願いします。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第 4 2 号について説明します。

1 番については、10ha 以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを 1 種農地と判断します。

転用目的は住宅敷地ではありますが、集落にも接続しており、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

2 番については、市街化傾向区域内にある農地であることから、これを 2 種農地と判断します。

転用目的は駐車場ではありますが、既存敷地の拡張であり、規模、必要性からもやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第４２号農地法第５条第１項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第４２号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

— (議案第４３号説明・表決) —

議長（舟木会長）

次に、議案第４３号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

議長（舟木会長）

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局（黒梅）

今月の農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による案件は１議案１件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

事務局（黒梅）

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

議長（舟木会長）

只今、事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

(「なし」の声起きる)

前田職務代理

射水市外の耕作者が市内の農地を耕作している面積はどれだけか。

事務局

調査の上、次回の総会で報告させていただきます。

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第４３号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のどお

り決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第43号射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあたられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第12回総会を閉会します。

閉会時刻 午後3時00分

その他報告事項

① 改正農業経営基盤強化促進法と農地法改正について

② 農業委員会新年懇談会の開催について

日	時	平成30年	1月31日（木）	午後6時より
場	所	●●		
会	費	●●円		

③ 次回開催場所と時刻について

・総会開催日 1月 9日（水）午後2時から
射水市役所大島分庁舎3階大会議室

④ その他

のうねん 2018年11月号
平成30年全国農業図書 普及推進図書

